

2022年 TAC 中小企業診断士講座『中小企業政策』 [制度改正表]

2022/1/30 更新

※当制度改正表は、2022年合格目標「中小企業経営・政策」を含む全コース共通のものになります。
 ※教材によっては、お申込みのコースに含まれないものもございます。詳しくは受講ガイドにてご確認ください。

教材／ページ・行	改正前	改正後
◇制度変更		
■上級テキスト 下巻		
P121 (1)「経営革新計画のスキーム」図内の②	<p>※全文を下記に差し替えてください。</p> <p>特定事業者が基本方針に基づき経営革新計画を作成</p> <p>※特定事業者とは、①製造業、建設業、運輸業その他の業種⇒従業員数500人以下、②卸売業⇒従業員数400人以下、③小売業またはサービス業⇒従業員数300人以下（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業は従業員数500人以下）の会社または個人事業主、⑤組合（企業組合、事業協同組合等）をいう（資本金基準はない）。</p>	
P123 (2) 対象	<p>※全文を下記に差し替えてください。</p> <p>特定事業者等が、経営力向上計画の作成対象者となる。</p> <p>※特定事業者等とは、従業員数2,000人以下の、①会社または個人事業主、②医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、③社会福祉法人、④特定非営利活動法人、⑤組合（企業組合、事業協同組合等）をいう（資本金基準はない）。</p>	

補足：

令和3年8月2日に、産業競争力強化法の改正法（産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律）が施行されました。そして、産業競争力強化法の改正に伴い、中小企業等経営強化法も同日に改正法が施行され、上表のような改正が行われました。

2022年合格目標の教材（『中小企業政策』部分）に関する制度改正点の一覧表です。ご確認ください。

※当制度改正表は2022年1月30日に作成したものです。

